

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

令和5年12月27日

（ 照会者 ） 殿

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長

令和5年12月20日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、契約締結日が同日かつ融資実行日が同日で1通の金銭消費貸借契約書に複数の貸付条件の異なる債権が記載されている場合において、金銭消費貸借契約書に記載されたすべての債権が完済された時点で金銭消費貸借契約書を返還する貸金業者の行為については、貸金業法第22条に違反せず、同法第52条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貸金業者が、契約締結日が同日かつ融資実行日が同日で1通の金銭消費貸借契約書に複数の貸付条件の異なる債権が記載されている場合において、当該金銭消費貸借契約書に記載されたすべての債権が完済された時点で金銭消費貸借契約書を返還する貸金業者の行為については、貸金業法第22条に規定する債権証書の返還に該当するものと認められるため。

なお、当該事例においては、1通の金銭消費貸借契約書に複数の貸付条件の異なる債権が集約されて記載されることになることを踏まえ、照会者は、債務者等の保護の観点から、債務者等を含む当事者間において、その貸付内容及び返済内容について誤認することがないように、適切な対応を行う必要があると考える。

以上